



令和3年5月12日

各位

会社名 KNT-CTホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 米田 昭正
 (コード番号 9726 東証第1部)
 問合せ先 常務執行役員社長室長 泉川 邦充
 (TEL03-5325-8520)

**第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更
 ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下の事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 当社の親会社である近鉄グループホールディングス株式会社（以下「近鉄GHD」といいます。）との間で、引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、総額150億円のA種種類株式を発行すること
- ② 合同会社あかりおよび合同会社まつかぜ（以下総称して「B種種類株式割当予定先」といいます。また、近鉄GHDおよびB種種類株式割当予定先を個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）との間で、それぞれ引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、総額250億円のB種種類株式を発行すること
- ③ A種種類株式およびB種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）
- ④ A種種類株式およびB種種類株式の払込みの日を効力発生日として、A種種類株式およびB種種類株式の払込金額の資本金および資本準備金組入に伴う資本金および資本準備金増加分の全部につき資本金および資本準備金の額を減少すること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）
- ⑤ 令和3年6月16日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、A種種類株式およびB種種類株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）（A種種類株式およびB種種類株式の有利発行に係る特別決議を含みます。）ならびに本定款変更に係る各議案を付議すること

なお、本第三者割当は、本定時株主総会において、上記の本定款変更および本第三者割当に係る各議案の承認が得られることを条件としており、本資本金等の額の減少は本第三者割当に係る払込みを条件としております。また、本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。

I. 本第三者割当による種類株式の発行について

1. 募集の概要

(1) A種種類株式の概要

① 払込期日	令和3年6月30日
② 発行新株式数	A種種類株式 150株
③ 発行価額	1株につき100,000,000円
④ 調達資金の額	15,000,000,000円
⑤ 優先配当金	令和4年3月末日に終了する事業年度から令和14年3月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするとき、1株につき、100,000,000円に、年率1.85%を

	<p>乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が令和4年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。</p> <p>但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（別紙1（A種種類株式発行要項）8.（4）に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</p>
⑥ 募集又は割当方法（割当予定先）	近鉄GHDに対する第三者割当方式
⑦ その他	A種種類株式の内容の詳細は別紙1（A種種類株式発行要項）をご覧ください。 普通株式を対価とする取得請求権・取得条項はありません。

（2）B種種類株式の概要

① 払込期日	令和3年6月30日
② 発行新株式数	B種種類株式 250株
③ 発行価額	1株につき100,000,000円
④ 調達資金の額	25,000,000,000円
⑤ 優先配当金	<p>令和4年3月末日に終了する事業年度から令和9年3月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、1株につき、100,000,000円に、年率1.85%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が令和4年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。</p> <p>但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（別紙2（B種種類株式発行要項）8.（4）に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</p>
⑥ 募集又は割当方法（割当予定先）	合同会社あかりおよび合同会社まつかぜに対する第三者割当方式
⑦ その他	B種種類株式の内容の詳細は別紙2（B種種類株式発行要項）をご覧ください。 普通株式を対価とする取得請求権・取得条項はありません。

2. 募集の目的および理由

（1）募集に至る経緯および目的

当社グループは、お客さまからの信頼を事業の原点と捉え、クラブツーリズムと近畿日本ツ

ーリストの2つのブランドで旅行業を展開しています。クラブツーリズムはメディア販売と会員組織を組み合わせた独自のビジネスモデルで、テーマ性・独自性の高い旅行商品を提供しており、一方、近畿日本ツーリストは、高い知名度と安心感で幅広いお客さまの支持をいただいております。しかしながら、OTA他との競合、交通・宿泊機関の直販化、旅行ニーズの多様化等旅行業界を取り巻く様々な課題もあり、当社グループとしてはかねてより店舗営業からWeb販売への移行、「新・クラブ1000事業」の創設、コスト構造の見直し等抜本的な事業構造改革を検討してまいりました。

そのような中、令和2年2月以降新型コロナウイルスの感染拡大により、国内外の旅行需要の大半が消失し、海外旅行および訪日旅行の催行ができず、令和2年4月中旬から5月末まで全旅行店舗を休業せざるをえない状況となる等、厳しい環境変化に見舞われました。このため、感染症対策に徹底的に取り組んだ安心安全な旅の販売に注力し、旅行業以外の収入確保に努める等様々な対策を講じたものの、令和3年3月期の連結売上高は、本日別途公表しております令和3年3月期決算短信に記載のとおり、878億89百万円（前期比77.2%減）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は、284億56百万円、期末純資産は96億54百万円の債務超過となりました。

このような状況に対処し、さらにこれを機に中長期的な課題に取り組むため、当社では昨年11月開催の取締役会において、かねてより検討してきた事業構造改革を拡充の上、決議し、それを具体化した中期経営計画を本年2月に公表いたしました。またそのかたわら、令和2年度当初から事業構造改革と債務超過回避のための第三者割当増資を含む資本性の資金調達について検討に入り、主要取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）および株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）の2行ならびに親会社である近鉄GHDのほか、複数の候補先と交渉を進めてまいりました。

その後本年2月ないし3月に、各候補先から具体的な引受けの条件が提示され、その過程で、一般社団法人の職務執行者が代表社員を務める合同会社が引受先となり、その合同会社に各金融機関が貸付けにより資金拠出を行うスキームの提示がありました。これらを受け、当社において割当候補先の特性、提案内容（種類株式発行の金額規模その他の経済条件）を種々検討したところ、最終的に上記「1. 募集の概要」に記載のとおり近鉄GHDにA種種類株式を、三菱UFJ銀行および三井住友銀行が資金拠出する各合同会社にB種種類株式をそれぞれ割り当てるのが最善であるとの判断に至りました。本第三者割当は、当社グループの財務基盤の安定に加え、当社グループの事業構造改革と成長戦略の推進を支える資金の確保に繋がります。中長期的な当社株式価値の維持・向上に資すると考えております。

（2）本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社としては、第一に、新型コロナウイルスの感染拡大により棄損した自己資本を補い、かつ、事業構造改革を推進し、今後も相当期間見込まれる新型コロナウイルスの影響に耐えうる財務体質を築くには、資本性の資金調達を実施することが不可欠であると考えております。

そこで、資本性の資金調達であることおよび当社の企業価値の向上に資するものであることを条件に、様々な資金調達手法を検討してまいりました。この点、当社普通株式による資金調達の実施は、新型コロナウイルスの影響が長期化し、収束時期も不透明な状況下での当社グループの経営成績、当社普通株式の市場株価を前提に勘案すると、相当程度の株式発行が必要となるため、当社普通株式に希薄化が生じ、当社の株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でない判断しました。

これに対して、種類株式を用いた第三者割当増資の場合には、その設計によって普通株式の希薄化を回避しつつ資本性の資金を調達することで財務体質の改善を図ることができることから当社にとって最良の選択肢になりえると判断いたしました。

以上の検討を踏まえ、当社は、A種種類株式およびB種種類株式を用いた本第三者割当により資金調達を行うことが、現時点での最良の選択肢であると判断いたしました。A種種類株式およびB種種類株式の主な特徴は、以下のとおりです。なお、A種種類株式およびB種種類株式はいずれも無議決権種類株式であること、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であることから、普通株式の希薄化は発

生しません。

① A種種類株式

(i) 優先配当

A種種類株式の株主は、普通株式の株主に対して優先して配当を受け取ることができません（B種種類株式の株主とは同順位です。）。なお、ある事業年度においてA種種類株式の株主への配当金が不足した場合、当該不足額の支払は翌事業年度以降に累積されます。また、A種種類株式の株主は、当該配当金を超えて剰余金の配当を受け取ることができません。

(ii) 金銭対価の取得条項

当社は、払込期日以降、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種種類株式の全部又は一部を取得することができます。A種種類株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額および日割未払優先配当金額（発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

(iii) 金銭対価の取得請求権

A種種類株式の内容として、A種種類株式の株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えにA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価としてA種種類株式を取得するものとされております。A種種類株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額および日割未払優先配当金額（発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

但し、A種種類株式の割当予定先である近鉄GHDは、A種種類株式の払込期日以降5年間、A種種類株式に係る取得請求権を行使できません。また、当該期間は、当社および近鉄GHDの合意により1年毎に最長10年間まで延長できます。

(iv) 議決権

A種種類株式には議決権が付与されておりません。

(v) 譲渡制限

A種種類株式の譲渡は、当社の取締役会の承認が必要とされております。

② B種種類株式

(i) 優先配当

B種種類株式の株主は、普通株式の株主に対して優先して配当を受け取ることができません（A種種類株式の株主とは同順位です。）。なお、ある事業年度においてB種種類株式の株主への配当金が不足した場合、当該不足額の支払は翌事業年度以降に累積されます。また、B種種類株式の株主は、当該配当金を超えて剰余金の配当を受け取ることができません。

(ii) 金銭対価の取得条項

当社は、払込期日以降、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにB種種類株式の全部又は一部を取得することができます。B種種類株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額および日割未払優先配当金額（発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

(iii) 金銭対価の取得請求権

B種種類株式の内容として、B種種類株式の株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えにB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求

することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価としてB種種類株式を取得するものとされており、B種種類株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額および日割未払優先配当金額（発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

但し、B種種類株式割当予定先は、(a)払込期日の5年後の応当日においてB種種類株式を所有している場合、又は、(b)引受契約書に定める一定の事由が生じた場合にのみ、当社に対して取得請求権を行使することができます。

(iv) 議決権

B種種類株式には議決権が付与されておりません。

(v) 譲渡制限

B種種類株式の譲渡は、当社の取締役会の承認が必要とされており、但し、A種種類株式の株主に対する譲渡等については、当社の取締役会は承認したものとみなされます。

3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	40,000百万円
② 発行諸費用の概算額	230百万円
③ 差引手取概算額	39,770百万円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額の主な内訳は、登記費用、アドバイザー費用、弁護士費用ならびにA種種類株式およびB種種類株式の価値算定費用等です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な資金使途	金額 (億円)	支出予定時期
事業構造改革および成長戦略投資資金	397	令和3年7月～令和8年3月
内 クラブツーリズム	180	令和3年7月～令和8年3月
内 近畿日本ツーリスト	175	令和3年7月～令和8年3月
内 その他システムの改修および維持保守費等	42	令和3年7月～令和8年3月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金にて管理いたします。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① クラブツーリズム

当社は本年2月に公表いたしました中期経営計画（以下「中期経営計画」といいます。）の中で、今後の成長戦略の1つとしてクラブツーリズム事業の拡大を掲げております。当該成長戦略における取組内容としては、ライフスタイル事業として「新・クラブ1000事業」を開始することで、クラブツーリズム事業全体の成長を目指しております。

「新・クラブ1000事業」では、既存の約700万人の会員組織を活用し、昨年12月28日にオンラインコミュニティプラットフォームを開設いたしました。当該プラットフォームでは、アライアンスを通じて人と人とが共通の趣味（テーマ）で繋がることを可能とし、趣味を軸にした様々なサービスを提供します。今秋には様々な関連企業と提携したコミュニティ関連サービスや旅行・生活関連サービスを提供する有料のサブスクリプションサービスを開始する予定であり、当該新規事業による収益拡大、および当該新規事業により幅広い年齢層への対応を実現することで顧客基盤の拡大を目指しており、当該サービスのシステム構築、拡大

および運用等に対し、本第三者割当における調達資金を充当します。

② 近畿日本ツーリスト

当社は中期経営計画の中で、今後の事業構造改革として個人旅行事業および団体旅行事業の改革を掲げております。各事業における具体的な取組内容および資金使途は以下のとおりです。

・個人旅行事業

当該事業では、多様化・複雑化する消費者ニーズへ対応するため、バラエティに富んだ商品の提供、Web上の接客を活用したリアルとWebの複合的なサービスの提供、宿泊、交通機関の可変料金に対応した商品であるダイナミックパッケージへの移行加速、DX化の推進という事業課題に対応すべく、ダイナミックパッケージを中心とした独自サービス・旅行オプションの提供による収益の拡大、およびWebサイトの強化等のDX化による既存の店舗型システムからの脱却による事業構造改革を実現し、将来的には異業種とのアライアンス活用による顧客基盤の拡大を目指します。

ダイナミックパッケージの機能拡充にあたっては、自社仕入宿泊商品に加えてOTAモデル宿泊商品を追加することで飛躍的な商品数の拡大、旅ナカ商品の拡充や異業種とのアライアンスを実現するシステムの構築を行います。

Webサイトの強化にあたっては、店舗型システムからオンライン接客への移行に向けて、アバターエージェントによる接客である「新・旅のコンシェルジュ」およびオンラインマーケティング等の拡充に向けたシステムの構築を行います。

各施策に関する上記に記載のシステム構築、拡大および運用等に対し、本第三者割当における調達資金を充当します。

・団体旅行事業

当該事業では、既存のフルライン・フルスペックの営業展開を見直し、教育旅行、地域交流事業等の専門性、優位性の高い事業への集中、および営業のDX強化により、生産性の向上を実現し、捻出された営業リソースを新規顧客の開拓に充当することで収益の拡大と事業構造改革の実現を目指します。

営業のDX強化にあたっては、従来のリアル営業から、教育旅行支援システム「旅ともプラス」、オンライン営業支援システム「ひまわり」の活用、デジタルマーケティングの実装等によりオンライン営業に移行することで生産性の向上を図るため、当該システムの構築、拡大および運用等に対し、本第三者割当における調達資金を充当します。

③ その他システムの改修および維持保守費等

上記①および②の取組みによる組織再編および人員調整等を含めた事業構造改革に合わせた適切なシステム運用を実現するため、グループ共通システムの改修および維持保守費等として、本第三者割当における調達資金を充当します。

なお、財務の安定性に関しては、令和3年3月末時点の現金および現金同等物は238億5百万円、コミットメントライン契約の未実行残高は300億円となっており、十分な手元流動性を確保しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を上記「3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、当社の置かれた厳しい経営状況から脱却すべく事業構造改革を実行し、一層の事業拡大、収益性の向上、財務体質の改善・強化を図ることが可能となり、結果として当社グループの中長期的な成長、企業価値の向上に繋がるため、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

当社は、A種種類株式およびB種種類株式が、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されない、いわゆる「社債型優先株式」であることを踏まえ、優先配当金等、優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮して算定されたA種種類株式およびB種種類株式の評価額、ならびに当社の置かれた事業環境、財務状況を総合的に勘案の上、金100,000,000円をA種種類株式およびB種種類株式それぞれの1株当たりの払込金額としており、当社としてはA種種類株式およびB種種類株式の発行条件および払込金額は公正な水準であると判断しております。

なお、当社は、A種種類株式およびB種種類株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、A種種類株式およびB種種類株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）にA種種類株式およびB種種類株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、A種種類株式およびB種種類株式の株式価値算定書を取得いたしました。赤坂国際会計は、一定の前提（A種種類株式およびB種種類株式の配当金額、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求権、クレジットスプレッド等）の下、一般的な価値算定モデルを用いてA種種類株式およびB種種類株式の公正価値を算定しております。

A種種類株式およびB種種類株式の払込金額は、いずれも赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、A種種類株式およびB種種類株式発行については、本定時株主総会において会社法第199条第1項、第2項および第3項ならびに第309条第2項第5号に基づく特別決議によるご承認をいただく予定です。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種種類株式およびB種種類株式の発行により、総額40,000,000,000円を調達いたしますが、上述の「2. 募集の目的および理由」に記載のとおり、前述の資金用途およびそれが合理性を有していることに照らしますと、A種種類株式およびB種種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A種種類株式およびB種種類株式は、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付されない、いわゆる「社債型優先株式」であるため、普通株式に関する希薄化は発生しません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 近鉄GHD

(i) 商号	近鉄グループホールディングス株式会社
(ii) 本店所在地	大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
(iii) 代表者の役職・氏名	取締役社長 小倉 敏秀
(iv) 事業内容	持株会社として株式又は持分を所有することにより、当該事業の事業活動を支配、管理すること
(v) 資本金の額	126,476百万円
(vi) 設立年月日	昭和19年6月1日
(vii) 発行済株式数	190,662,061株（令和2年12月末現在）
(viii) 事業年度の末日	3月31日
(ix) 従業員数	30,491人（連結）（令和2年3月末現在）
(x) 主要取引先	連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める取引先がないため、該当事項はありません。

(xi) 主要取引銀行	株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行		
(xii) 大株主および 持株比率 (令和2年9月末現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7.4%	
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3.5%	
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	2.2%	
	日本生命保険相互会社	2.2%	
	株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	2.1%	
	株式会社三菱UFJ銀行	1.6%	
	JP MORGAN CHASE BANK 385781(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.6%	
	株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	1.5%	
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	1.1%		
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.1%		
(xiii) 当社との関係等			
資本関係	当社普通株式 17,987,351 株(うち間接保有分 3,354,501 株)を保有しております(議決権所有割合 66.0%(うち間接保有分 12.3%))。(令和3年3月末日現在)		
人的関係	当社の取締役1名が近鉄GHDの取締役会長を兼務、取締役3名および監査役2名が近鉄GHDの出身者です。その他、近鉄GHDとの間で従業員の出向および出向の受け入れを行っています。		
取引関係	当社と近鉄GHDの間には、キャッシュマネジメントシステム資金の預入等の取引があります。		
関連当事者への該当状況	近鉄GHDは、当社の親会社であることから、関連当事者に該当します。		
(xiv) 最近3年間の経営成績および財政状態	(単位:百万円。特記しているものを除く。)		
決算期	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
連結純資産	394,238	413,050	405,295
連結総資産	1,914,480	1,936,417	1,891,300
1株当たり連結純資産(円)	1,927	2,010	1,983
連結営業利益	64,643	67,779	49,380
連結経常利益	61,323	67,129	47,224
親会社株主に帰属する当期純利益	29,614	35,962	20,561
1株当たり連結当期純利益(円)	155.74	189.17	108.16
1株当たり配当金(円)	50	50	50

(注) 当社は、近鉄GHDが東京証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンスに関する報告書(令和2年6月22日付)において、「反社会的勢力・団体との関係は一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとる」ことを記載していることを確認しております。以上のことから、当社は近鉄GHDおよびその役員又は経営に実質的に関与するものが反社会的勢力と一切関係がないものと判断しております。

② 合同会社あかり

(i) 商号	合同会社あかり
(ii) 本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内
(iii) 代表者の役職・氏名	代表社員 一般社団法人ともしび 職務執行者 北川 久芳
(iv) 事業内容	① 有価証券又は債権等の保有、管理、運用および取得等の投資事業 ② 有価証券又は債権等を信託財産とする信託受益権の取得、保有および処分 ③ デリバティブ取引契約の締結および解約の受諾 ④ 前各号に掲げる事業をその目的とする会社の株式、出資持分、特定出資等の取得、保有および処分 ⑤ その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業
(v) 資本金の額	10万円（令和3年4月15日現在）
(vi) 設立年月日	令和3年4月8日
(vii) 事業年度の末日	7月31日
(viii) 従業員数	0名（令和3年4月15日現在）
(ix) 主要取引先	該当なし
(x) 主要取引銀行	該当なし
(xi) 主たる出資者およびその出資比率（本日現在）	一般社団法人ともしび 100.0%
(xii) 当社との関係等	
資本関係	該当事由はありません。
人的関係	該当事由はありません。
取引関係	該当事由はありません。
関連当事者への該当状況	該当事由はありません。
(xiii) 最近3年間の経営成績および財政状態	設立直後であり、該当事項はありません。

(注) 当社は、合同会社あかりおよびその社員（以下「合同会社あかり関係者」といいます。）が反社会的勢力であるか否か、および反社会的勢力と何らかの関係性を有しているか否かについて、株式会社セキュリティー&リサーチ（所在地：東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役：羽田 寿次）（以下「セキュリティー&リサーチ」といいます。）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、合同会社あかり関係者が反社会的勢力である、又は反社会的勢力と何らかの関係性を有している旨の報告はありませんでした。加えて、合同会社あかりとの間で本日付で締結しております引受契約書において、合同会社あかりおよびその役員が反社会的勢力と一切関係がないことについて一定の表明保証を受けております。以上のことから、当社は、合同会社あかり関係者が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

③ 合同会社まつかぜ

(i) 商号	合同会社まつかぜ
(ii) 本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内
(iii) 代表者の役職・氏名	代表社員 一般社団法人ありあけ 職務執行者 本郷 雅和
(iv) 事業内容	① 株式その他の有価証券の取得、保有および処分 ② その他前号に掲げる事業に付帯又は関連する事業
(v) 資本金の額	1万円（令和3年5月12日現在）

(vi) 設 立 年 月 日	令和3年4月14日
(vii) 事 業 年 度 の 末 日	7月31日
(viii) 従 業 員 数	0名(令和3年5月12日現在)
(ix) 主 要 取 引 先	該当なし
(x) 主 要 取 引 銀 行	該当なし
(xi) 主たる出資者および その出資比率 (本日現在)	一般社団法人ありあけ 100.0%
(xii) 当社との関係等	
資 本 関 係	該当事由はありません。
人 的 関 係	該当事由はありません。
取 引 関 係	該当事由はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事由はありません。
(xiii) 最近3年間の経営成 績および財政状態	設立直後であり、該当事項はありません。

(注) 当社は、合同会社まつかぜおよびその社員(以下「合同会社まつかぜ関係者」といいます。)が反社会的勢力であるか否か、および反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、合同会社まつかぜ関係者が反社会的勢力である、又は反社会的勢力と何らかの関係性を有している旨の報告はありませんでした。加えて、合同会社まつかぜとの間で本日付で締結しております引受契約書において、合同会社まつかぜおよびその役職員が反社会的勢力と一切関係がないことについて一定の表明保証を受けております。以上のことから、当社は、合同会社まつかぜ関係者が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出していません。

(2) 割当予定先を選定した理由

近鉄GHDは、当社の親会社であること、合同会社あかりは三菱UFJ銀行から、合同会社まつかぜは三井住友銀行からそれぞれ貸付けにより資金拠出を受ける合同会社であり、両行は当社の主要取引金融機関であること、新型コロナウイルスの感染拡大等、当社グループを取り巻く厳しい経営環境や、当社における資本政策の考え方を十分にご理解いただいたこと等を総合的に勘案の上、本第三者割当による資金調達企業が企業価値向上に寄与するとの判断に至り、各社を割当予定先として選定いたしました。

なお、各合同会社は、当社から割当を受けるB種種類株式を主な責任財産とし、B種種類株式の取得資金を資金用途とするABL(Asset Backed Loan)により、各金融機関からの資金拠出を受けているとのことです。

各合同会社は、B種種類株式における金銭対価の取得請求権の行使その他一定の重要事項の決定について、各合同会社に資金拠出を行う各金融機関の事前の承諾を得ることとされているとのことです。また、各合同会社の代表社員である一般社団法人は、各合同会社の倒産手続申立権について放棄を行っているとのことです。加えて、各合同会社において倒産リスク軽減措置を講じているとのことであり、本第三者割当のスキームにおいて、各合同会社の代表社員である一般社団法人又はその代表者等の財務状態によって、発行体である当社および当社普通株式を有する株主が経済的な不利益を被る事態は想定しておりません。

(3) 割当予定先との引受契約における合意事項

当社は、近鉄GHDおよびB種種類株式割当予定先との間で、令和3年5月12日付で、それぞれ以下の内容を含む引受契約書を締結しております。

① 近鉄GHD

(i) 事前承諾事項

当社は、令和3年5月12日以降、近鉄GHDが全てのA種種類株式を保有しないこととなる日までの間、近鉄GHDの事前の書面による承諾のある場合を除き、一定の定款変更、現金交付を伴う株式併合、剰余金の配当（A種種類株式およびB種種類株式に係る配当を除く。）、合併、当社が分割会社となる会社分割、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又は事業の全部譲渡等の行為を行わず又は子会社をして行わせない。但し、当社の事業遂行上の緊急の必要性があり、近鉄GHDの事前の書面による承諾を取得していたのではかかる緊急の必要性に対応することができない場合はこの限りではない。また、近鉄GHDは、事前の書面による承諾を、いかなる場合も不合理に拒絶してはならず、かかる承諾の判断を当社の意向を尊重して行わなければならない。

また、当社は、令和3年5月12日以降、近鉄GHDが全てのA種種類株式を保有しないこととなる日までの間、近鉄GHDの事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならない（但し、当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合を除く。）。

(ii) 取得請求権の行使制限

近鉄GHDは、A種種類株式の払込期日以降5年間、A種種類株式に係る取得請求権を行使できない。また、当該期間は、当社および近鉄GHDの合意により1年毎に最長10年間まで延長できる。

② B種種類株式割当予定先

(i) 事前承諾事項

当社は、令和3年5月12日以降、B種種類株式割当予定先が全てのB種種類株式を保有しないこととなる日までの間、B種種類株式割当予定先の事前の書面による承諾（但し、当社の事業遂行上の緊急の必要性があり、B種種類株式割当予定先の事前の書面による承諾を取得していたのではかかる緊急の必要性に対応することができないと客観的かつ合理的に判断される場合は、B種種類株式割当予定先に対する事前の通知）のある場合を除き、一定の定款変更、現金交付を伴う株式併合、剰余金の配当（A種種類株式およびB種種類株式に係る配当を除く。）、合併、会社分割、株式交換、株式交付、株式移転又は事業の全部譲渡等の行為を行わず又は子会社をして行わせない。また、B種種類株式割当予定先は、かかる事前の書面による承諾を、いかなる場合も不合理に拒絶してはならない。

また、当社は、令和3年5月12日以降、B種種類株式割当予定先が全てのB種種類株式を保有しないこととなる日までの間、B種種類株式割当予定先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならない（但し、当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合を除く。）。

(ii) 取得請求権の行使制限

B種種類株式割当予定先は、(a) 払込期日の5年後の応当日においてB種種類株式を所有している場合、(b) 当社が引受契約書に基づく義務に軽微でない違反をした場合、引受契約書において当社がB種種類株式割当予定先に対して表明・保証した事実が軽微でない点において真実でなかったことが判明した場合、又は、当社の事業若しくは財産の状態について重大な悪化が生じ、若しくは悪化が生じる具体的なおそれがあり、債権保全のために取得請求権の行使が必要である等の事由を含む引受契約書に定める一定の事由が生じた場合にのみ、当社に対して取得請求権を行使することができる。

(4) 割当予定先の保有方針

近鉄GHDについては、A種種類株式の取得を、同社の子会社である当社の事業構造改革

を、財務面から支援する方針に基づいたためと理解しております。

B種種類株式割当予定先についてはB種種類株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であり、B種種類株式取得後は、B種種類株式の発行要項等の定めに従いB種種類株式を保有されるものと理解しております。

なお、A種種類株式およびB種種類株式の譲渡については、当社取締役会の承認を必要としております。但し、A種種類株式の株主に対するB種種類株式の譲渡等については、当社の取締役会は承認したものとみなされます。

(5) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、近鉄GHDについて、同社が令和3年2月12日付で関東財務局長宛に提出している令和3年3月期第3四半期報告書に記載の連結貸借対照表に現金および預金72,825百万円(令和2年12月31日)と記載されていることを確認しております。また、近鉄GHDからは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を口頭で得ております。

また、当社は、合同会社あかりおよび合同会社まつかぜについて、各社より、本第三者割当の払込みに要する資金を金融機関からの借入れにより賄うことを予定している旨の説明を受けており、各社が金融機関から取得した融資証明書をそれぞれ確認しております。

以上より、当社は、全ての割当予定先について、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 大株主および持株比率

(1) 普通株式

割当前 (令和3年3月31日現在)	割当後
近鉄グループホールディングス株式会社	53.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)	6.95%
近鉄バス株式会社	1.76%
株式会社日本政策投資銀行	1.43%
株式会社箱根高原ホテル	1.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.03%
株式会社近鉄エクスプレス	0.97%
株式会社近鉄百貨店	0.96%
後藤 次郎	0.60%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	0.57%
	同左

(注) 1. 大株主および持株比率は、令和3年3月31日現在の株主名簿を基準とし、令和3年3月31日現在の発行済株式総数27,322,562株(自己株式8,451株は除外しております。)に対する比率を、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)および株式会社日本カストディ銀行(信託口5)は、信託業務に係る株式数です。

(2) A種種類株式

割当前 (令和3年3月31日現在)	割当後
該当なし	近鉄グループホールディングス株式会社 100%

(3) B種種類株式

割当前 (令和3年3月31日現在)	割当後
該当なし	合同会社あかり 60%
	合同会社まつかぜ 40%

8. 今後の見通し

本第三者割当により、自己資本の回復を図り、当社の財務体質の改善を図るとともに、資金使途への充当を通じて当社の企業価値の向上を見込んでおります。なお、本第三者割当による業績への影響については、軽微であると見込んでおります。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当は、(1) 希薄化率が25%未満であること、(2) 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

但し、下記「10. 支配株主との取引等に関する事項」の「(1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本第三者割当のうち近鉄GHDに対するA種種類株式の第三者割当は支配株主との取引等に該当します。したがって当社は、支配株主との間で利害関係を有しない委員で構成された特別委員会から、当該A種種類株式の第三者割当を含む本第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行っております。また、本第三者割当および本定款変更に関し本定時株主総会での承認を経ることを予定しております。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本第三者割当のうち近鉄GHDに対するA種種類株式の第三者割当は、近鉄GHDが当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社が令和2年6月22日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「当社グループと近鉄グループホールディングス株式会社との間には、同社のキャッシュマネジメントシステムへの資金の預入れおよびJR乗車券類の委託販売に関する同社による債務保証取引がありますが、取引の際には、同社以外の株主の利益に配慮し、複数の独立社外取締役が参加する取締役会の承認を得るなど公正かつ適正な取引の維持に努めております。」と記載しております。

この点、当社は、本第三者割当について、近鉄GHDからの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記(2)および(3)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本第三者割当に係る決定を行っております。このような対応の結果、本第三者割当は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本第三者割当の公正性を担保するための措置として、上記「5. 発行条件等の合理性」の「(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容」に記載のとおり、A種種類株式およびB種種類株式の発行条件の決定にあたり、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して株式価値の算定を依頼し、A種種類株式およびB種種類株式の公正価値の算定結果を得たほか、下記(3)に記載のとおり、当社および割当予定先から独立した特別委員会の意見を取得しております。加えて、下記(3)に記載のとおり、特別委員会において、当社の取締役会に対して答申書を提出するにあたり、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティング株式会社（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対して価値算定を依頼し、A種種類株式およびB種種類株式の公正価値の算定結果を得ております。

また、当社の取締役のうち小林哲也氏は、近鉄GHDの代表取締役を兼任しており、利益相反の疑義を回避する観点から、本第三者割当に関する取締役会の審議および決議には参加しておらず、当社の立場において近鉄GHDとの協議・交渉にも参加しておりません。その上で、当社取締役会において、上記の理由により本第三者割当に関する審議および決議には参加してい

ない小林哲也氏以外の全ての取締役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本第三者割当の実施につき決議しております。また、当該取締役会において、当社の監査役全員が本第三者割当に異議がない旨の意見を述べております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本第三者割当は、近鉄GHDに対するA種種類株式の第三者割当を含み、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当該支配株主との間で利害関係を有しない第三者による本第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うことが望ましいと判断しました。

そこで、当社は、当社および近鉄GHDから独立した当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている高橋洋氏および堀泰則氏ならびに社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届けている河崎雄亮氏の3名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会に対し、本第三者割当が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか(①本第三者割当の目的は合理的か、②本第三者割当の条件の公正性が確保されているか、③本第三者割当において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているかを含みます。)について諮問いたしました。

特別委員会は、当該諮問事項について、当社による本第三者割当の目的、条件および検討体制等に関する説明、プルータス・コンサルティングから取得したA種種類株式およびB種種類株式の公正価値の算定結果等を踏まえ、当社の取締役会に対し、令和3年5月11日付で大要、①本第三者割当は、当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると認められること、②A種種類株式およびB種種類株式の払込金額を含む本第三者割当の条件には公正性が確保されていると考えられること、③本第三者割当においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められること、④①から③を総合的に考慮すると、本第三者割当は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない旨の答申書を提出いたしました。

11. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期
連結売上高	411,821	385,362	87,889
連結営業利益	2,532	△1,608	△27,082
連結経常利益	2,834	△1,415	△16,727
親株主に帰属する当期純利益	1,279	△7,443	△28,456
1株当たり連結当期純利益(円)	46.81	△272.44	△1,041.50
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり連結純資産(円)	983.82	672.25	△354.72

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況(令和3年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	27,331,013株	100%

(注) 令和3年3月31日現在において潜在株式はありません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期
始値	1,728円	1,349円	714円

高 値	1,807 円	1,697 円	1,278 円
安 値	977 円	612 円	649 円
終 値	1,329 円	724 円	1,023 円

(注) 各株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	令和2年 12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	888 円	941 円	910 円	1,210 円	1,025 円	1,040 円
高 値	1,039 円	946 円	1,248 円	1,218 円	1,067 円	1,149 円
安 値	874 円	879 円	901 円	1,006 円	931 円	1,023 円
終 値	941 円	917 円	1,196 円	1,023 円	1,033 円	1,107 円

(注) 令和3年5月の株価については、令和3年5月11日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	令和3年5月11日
始 値	1,074 円
高 値	1,149 円
安 値	1,053 円
終 値	1,107 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

上記I.に記載のとおり、A種種類株式およびB種種類株式の発行を可能とするために、A種種類株式およびB種種類株式に関する定款規定を新設するものです。

2. 本定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙3（定款変更案）をご参照下さい。

3. 本定款変更の日程

令和3年5月12日 取締役会決議日
令和3年6月16日 本定時株主総会決議日（予定）
令和3年6月16日 本定款変更の効力発生日（予定）

III. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

早期の財務体質の改善および剰余金配当のための分配可能額の確保および充実を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本第三者割当によるA種種類株式およびB種種類株式の払込金額の資本金および資本準備金組入に伴う資本金および資本準備金増加分の全部につき資本金および資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当に係る払込みを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

20,000,000,000 円

(2) 減少すべき資本準備金の額
20,000,000,000 円

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項および第 3 項ならびに第 448 条第 1 項および第 3 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

令和 3 年 5 月 12 日	取締役会決議日
令和 3 年 5 月 25 日	債権者異議申述公告日 (予定)
令和 3 年 6 月 25 日	債権者異議申述最終期日 (予定)
令和 3 年 6 月 30 日	本資本金等の額の減少の効力発生日 (予定)

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以 上

(別紙 1)

A 種種類株式発行要項

1. 株式の名称
KNT-CT ホールディングス A 種種類株式 (以下「A 種種類株式」という。)
2. 募集株式の数
150 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 100,000,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 7,500,000,000 円 (1 株につき、50,000,000 円)
資本準備金 7,500,000,000 円 (1 株につき、50,000,000 円)
5. 払込金額の総額
15,000,000,000 円
6. 払込期日
2021 年 6 月 30 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、全ての A 種種類株式を近鉄グループホールディングス株式会社に割り当てる。
8. 剰余金の配当
 - (1) A 種優先配当金
当社は、2022 年 3 月末日に終了する事業年度から 2032 年 3 月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をすることは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主 (以下「A 種種類株主」という。) 又は A 種種類株式の登録株式質権者 (A 種種類株主と併せて、以下「A 種種類株主等」という。) に対し、下記 15.(1) に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。) を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (2) A 種優先配当金の金額
A 種優先配当金の額は、100,000,000 円 (以下「払込金額相当額」という。) に、年率 1.85% (以下「A 種優先配当年率」という。) を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日 (但し、当該配当基準日が 2022 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1 年を 365 日 (但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。) として日割計算を行うものとする (除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対して剰余金の配当 (下記(4)に定める A 種累積未払配当金相当額の配当を除く。) が行われたときは、当該配当基準日に係る A 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。
 - (3) 非参加条項
当社は、A 種種類株主等に対しては、A 種優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額 (下記(4)に定める。) の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - (4) 累積条項
ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰

余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積(本(4)に従い累積する金額を「A種累積未払配当金相当額」という。)する。当会社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、下記15.(1)に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記15.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。

但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額(以下「A種日割未払優先配当金額」という。)は、払込金額相当額にA種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日(但し、当該分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、閏日を含む事業年度については366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)

但し、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(A種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該分配日に係るA種日割未払優先配当金額の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

10. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償還請求日」という。)として、当会社に対して書面による通知(以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができるも

のとし、当会社は、当該償還請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る A 種種類株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii) A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算し、また、A 種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、償還請求日において A 種種類株主から償還請求がなされた A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各 A 種種類株主により償還請求がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社は A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

(3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

12. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、上記 6.に規定する払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 14 日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額、並びに②A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 12.においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算し、また、A 種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

A 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

13. 譲渡制限

A 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当会社は、A 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当会社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当会社は、A 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

15. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金（B種種類株式発行要項第8項第(1)号に定義される。）、B種累積未払配当金相当額（B種種類株式発行要項第8項第(4)号に定義される。）及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第1順位（A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金及びB種優先配当金が第2順位（A種優先配当金及びB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式及びB種種類株式が第1順位（A種種類株式及びB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式が第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

(別紙2)

B 種種類株式発行要項

1. 株式の名称
KNT-CT ホールディングス B 種種類株式 (以下「B 種種類株式」という。)
2. 募集株式の数
250 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 100,000,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 12,500,000,000 円 (1 株につき、50,000,000 円)
資本準備金 12,500,000,000 円 (1 株につき、50,000,000 円)
5. 払込金額の総額
25,000,000,000 円
6. 払込期日
2021 年 6 月 30 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、B 種種類株式をそれぞれ以下のとおり割り当てる。
合同会社あかり 150 株
合同会社まつかぜ 100 株
8. 剰余金の配当
 - (1) B 種優先配当金
当社は、2022 年 3 月末日に終了する事業年度から 2027 年 3 月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を有する株主 (以下「B 種種類株主」という。) 又は B 種種類株式の登録株式質権者 (B 種種類株主と併せて、以下「B 種種類株主等」という。) に対し、下記 15.(1)に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により B 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「B 種優先配当金」という。) を行う。なお、B 種優先配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数に乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (2) B 種優先配当金の金額
B 種優先配当金の額は、100,000,000 円 (以下「払込金額相当額」という。) に、年率 1.85% (以下「B 種優先配当年率」という。) を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日 (但し、当該配当基準日が 2022 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1 年を 365 日 (但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。) として日割計算を行うものとする (除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)。
但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として B 種種類株主等に対して剰余金の配当 (下記(4)に定める B 種累積未払配当金相当額の配当を除く。) が行われたときは、当該配当基準日に係る B 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。
 - (3) 非参加条項
当社は、B 種種類株主等に対しては、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額 (下記(4)に定める。) の額を超えて剰余金の配当を行わない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積(本(4)に従い累積する金額を「B種累積未払配当金相当額」という。)する。当社は、B種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、下記15.(1)に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、B種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記15.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。

但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額(以下「B種日割未払優先配当金額」という。)は、払込金額相当額にB種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日(但し、当該分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該分配日又は上記6.に規定する払込期日の5年後の応当日のいずれか遅い方の日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、閏日を含む事業年度については366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)

但し、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(B種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該分配日に係るB種日割未払優先配当金額の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

10. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B種種類株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、B種種類株主が指定する日(当

該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償還請求日」という。)として、当会社に対して書面による通知(以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、償還請求日においてB種種類株主から償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各B種種類株主により償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

12. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、上記6.に規定する払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額、並びに②B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本12.においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

13. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。但し、譲受人がA種種類株主である場合、B種種類株式に係る担保権の実行に伴う譲渡、及び、B種種類株主の債権者に対する代物弁済に伴う譲渡については、当会社が承認したものとみなす。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、B 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

15. 優先順位

- (1) A 種優先配当金（A 種種類株式発行要項第 8 項第(1)号に定義される。）、A 種累積未払配当金相当額（A 種種類株式発行要項第 8 項第(4)号に定義される。）、B 種優先配当金、B 種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額及び B 種累積未払配当金相当額が第 1 順位（A 種累積未払配当金相当額及び B 種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A 種優先配当金及び B 種優先配当金が第 2 順位（A 種優先配当金及び B 種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第 3 順位とする。
- (2) A 種種類株式、B 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式及び B 種種類株式が第 1 順位（A 種種類株式及び B 種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式が第 2 順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

(別紙 3)

定款変更案

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,800 万株とする。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,800 万 <u>400 株</u> とする。 <u>当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u> <u>普通株式 3,800 万株</u> <u>A 種種類株式 150 株</u> <u>B 種種類株式 250 株</u>
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の <u>普通株式の単元株式数は、100 株とし、A 種種類株式および B 種種類株式の単元株式数は、それぞれ 1 株とする。</u>
第 9 条 乃至 (条文省略) 第 11 条	第 9 条 乃至 (現行どおり) 第 11 条
(新 設) (新 設)	第 2 章の 2 A 種種類株式 (A 種優先配当金) <u>第 11 条の 2 当社は、2022 年 3 月末日に終了する事業年度から 2032 年 3 月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をすることは、当該剰余金の配当の基準日 (以下本章において「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載または記録された A 種種類株式を有する株主 (以下「A 種種類株主」という。) または A 種種類株式の登録株式質権者 (A 種種類株主と併せて、以下「A 種種類株主等」という。) に対し、第 11 条の 9 第 1 項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。) を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>2. A 種優先配当金の額は、100,000,000 円 (以下本章において「払込金額相当額」という。) に、年率 1.85% (以下「A 種優先配当年率」という。) を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日 (ただし、当該配当基準日</u>

<p>(新 設)</p>	<p>が 2022 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1 年を 365 日 (ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。) として日割計算を行うものとする (除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対して剰余金の配当 (本条第 4 項に定める A 種累積未払配当金相当額の配当を除く。) が行われたときは、当該配当基準日に係る A 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>3. 当社は、A 種種類株主等に対しては、A 種優先配当金および A 種累積未払配当金相当額 (本条第 4 項に定める。) の額を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>4. ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当 (当該事業年度より前の各事業年度に係る A 種優先配当金につき本項に従い累積した A 種累積未払配当金相当額 (以下に定義される。) の配当を除く。) の総額が、当該事業年度に係る A 種優先配当金の額 (当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第 2 項に従い計算される A 種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第 2 項ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。) に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積 (本項に従い累積する金額を「A 種累積未払配当金相当額」という。) する。当社は、A 種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、第 11 条の 9 第 1 項に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A 種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われる A 種累積未払配当金相当額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第 11 条の 3 当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、第 11 条の 9 第 2 項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、A 種累積未払配当金相当額および本条第 3 項に定める A 種日割未払優先配当金額を加えた額 (以下「A 種残余財産分配額」という。) の金銭を支払う。</p> <p>ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日 (以下本章において「分配日」という。) が配当基準日の翌日 (同日を含む。) から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日と</p>
--------------	--

	<p>する剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種剰余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. A種種類株主等に対しては、前項のほか、剰余財産の配当は行わぬ。</p> <p>3. A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額(以下「A種日割未払優先配当金額」という。)は、払込金額相当額にA種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日(ただし、当該分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、閏日を含む事業年度については366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(A種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該分配日に係るA種日割未払優先配当金額の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>(新 設) (議決権)</p> <p>第11条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(新 設) (金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第11条の5 A種種類株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下本章において「償還請求日」という。)として、当会社に対して書面による通知(以下本章において「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)払込金額相当額ならびに(ii)A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払</p>
--	--

(新 設)	<p><u>配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2. 償還請求受付場所</u> 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p><u>3. 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第11条の6 当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下本章において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下本章において「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額、ならびに②A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によ</u></p>
-------	---

<p>(新 設)</p>	<p>る。</p> <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第 11 条の 7 A 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p><u>第 11 条の 8 当社は、A 種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u></p> <p><u>2. 当社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>3. 当社は、A 種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第 11 条の 9 A 種優先配当金、A 種累積未払配当金相当額、B 種優先配当金 (第 11 条の 10 第 1 項に定義される。)、B 種累積未払配当金相当額 (第 11 条の 10 第 4 項に定義される。)</u> および普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者 (以下「普通株主等」と総称する。) に対する剰余金の配当の支払順位は、<u>A 種累積未払配当金相当額および B 種累積未払配当金相当額が第 1 順位 (A 種累積未払配当金相当額および B 種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。)、A 種優先配当金および B 種優先配当金が第 2 順位 (A 種優先配当金および B 種優先配当金の間では同順位とする。)、普通株主等に対する剰余金の配当が第 3 順位とする。</u></p> <p><u>2. A 種種類株式、B 種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式および B 種種類株式が第 1 順位 (A 種種類株式および B 種種類株式の間では同順位とする。)、普通株式が第 2 順位とする。</u></p> <p><u>3. 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 2 章の 3 B 種種類株式</u></p> <p><u>(B 種優先配当金)</u></p> <p><u>第 11 条の 10 当社は、2022 年 3 月末日に終了する事業年度から 2027 年 3 月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当の基準日 (以下本章において「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載または記録された B 種種類株式を有する株主 (以下「B 種種類株主」という。) または B 種種類株式の登録株式質権者 (B 種種類株主と併せて、以下「B 種種類株主等」という。)</u></p>

に対し、第 11 条の 17 第 1 項に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により B 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「B 種優先配当金」という。）を行う。なお、B 種優先配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. B 種優先配当金の額は、100,000,000 円（以下本章において「払込金額相当額」という。）に、年率 1.85%（以下「B 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が 2022 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。

ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として B 種種類株主等に対して剰余金の配当（本条第 4 項に定める B 種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係る B 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

3. 当社は、B 種種類株主等に対しては、B 種優先配当金および B 種累積未払配当金相当額（本条第 4 項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。

4. ある事業年度に属する日を基準日として B 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る B 種優先配当金につき本項に従い累積した B 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る B 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第 2 項に従い計算される B 種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第 2 項ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本項に従い累積する金額を「B 種累積未払配当金相当額」という。）する。当社は、B 種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、第 11 条の 17 第 1 項に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、B 種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われる B 種累積未払配当金相当額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

<p>(新 設)</p>	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第 11 条の 11 当社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対し、第 11 条の 17 第 2 項に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、B 種累積未払配当金相当額および本条第 3 項に定める B 種日割未払優先配当金額を加えた額 (以下「B 種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。</u></p> <p><u>ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日 (以下本章において「分配日」という。)が配当基準日の翌日 (同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B 種残余財産分配額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>2. B 種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>3. B 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額 (以下「B 種日割未払優先配当金額」という。)は、払込金額相当額に B 種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日 (ただし、当該分配日が 2022 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該分配日または払込期日の 5 年後の応当日のいずれか遅い方の日 (同日を含む。)までの期間の実日数につき、1 年を 365 日 (ただし、閏日を含む事業年度については 366 日。)として日割計算を行うものとする (除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)</u></p> <p><u>ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日として B 種種類株主等に対して剰余金の配当 (B 種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該分配日に係る B 種日割未払優先配当金額の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第 11 条の 12 B 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第 11 条の 13 B 種種類株主は、償還請求日 (以下に定義する。)における分配可能額 (会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、B 種種類株主が指定する日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日 (以下本章において「償還請求日」という。)として、当会社に対して書面による通知 (以下本章におい</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p>て「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(i)払込金額相当額ならびに(ii)B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてB種種類株主から償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各B種種類株主により償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>2. 償還請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>3. 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 第11条の14 当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下本章において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下本章において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii)金銭対</p>
--------------	---

	<p><u>償還日における①払込金額相当額、ならびに②B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p>
(新 設)	<p><u>(譲渡制限)</u> 第11条の15 B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。ただし、譲受人がA種種類株主である場合、B種種類株式に係る担保権の実行に伴う譲渡、および、B種種類株主の債権者に対する代物弁済に伴う譲渡については、当会社が承認したものとみなす。</p>
(新 設)	<p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</u> 第11条の16 当社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。 2. 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 3. 当社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p>
(新 設)	<p><u>(優先順位)</u> 第11条の17 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額および普通株式を有する株主または普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第1順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第2順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。 2. A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式が第1順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式が第2順位とする。 3. 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、</p>

<p>第3章 株主総会 第12条 乃至 (条文省略) 第17条 (新 設)</p>	<p><u>ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p> <p>第3章 株主総会 第12条 乃至 (現行どおり) 第17条 <u>(種類株主総会)</u> <u>第17条の2 当社の種類株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u> <u>2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>3 第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>4 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>5 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--	---

以 上